

第36号議案

ふじみ野市立旭ふれあいセンター条例

ふじみ野市立旭ふれあいセンター条例（平成17年ふじみ野市条例第123号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民相互の交流を図り、住みよい地域社会づくりを進めるため、ふじみ野市立旭ふれあいセンター（以下「センター」という。）をふじみ野市苗間40番地7に設置する。

（業務）

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) センターの利用に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要なこと。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（利用時間）

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合においてセンターの管理上必要があると認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

2 センターを引き続いて利用できる期間は、7日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第7条 第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、センターの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

（損害賠償）

第13条 利用者は、故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条に規定する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条第1号、第12条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）、附則第2項及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、令和5年8月1日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

時間区分 利用区分	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 1 0 時まで
研修室 1	円 3 0 0	円 4 0 0	円 5 0 0
研修室 2	3 0 0	4 0 0	5 0 0
和室	2 0 0	3 0 0	4 0 0
会議室	3 0 0	4 0 0	5 0 0

備考

- 1 会議室を間仕切りして2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表の額の100分の50に相当する額とする。
- 2 冠婚葬祭のために施設を利用する場合の使用料の額は、この表の額に100分の500を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するほか、条文の整理を行うため、ふじみ野市立旭ふれあいセンター条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。